

第1回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 1
平成30年12月21日	

眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会 開催要項

1 趣旨

放射線審議会は、平成23年4月に国際放射線防護委員会（ICRP）が発表した「組織反応に関するICRP声明」における勧告や諸外国での眼の水晶体被ばく限度に係る法令の施行状況等を踏まえ、平成30年3月2日に「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」を取りまとめて、関係省庁宛てに通知しており、厚生労働省においても所要の措置を講じることが求められている。

このため、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）について、水晶体の被ばく限度の見直し等に伴う所要の改正に資することを目的として、「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催することとする。

2 検討事項

- (1) 眼の水晶体に係る新たな被ばく限度
- (2) その他、必要な検討事項

3 構成等

- (1) 本検討会は、安全衛生部長が開催する。
- (2) 本検討会は、厚生労働省が事務を委託業者（公益財団法人原子力安全技術センター）に委託して行うものとする。
- (3) 本検討会の専門家等の参集者は、別紙のとおりとする。
- (4) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理するとともに、必要に応じ座長代理を指名することができる。
- (5) 本検討会での議論を踏まえ、必要に応じヒアリングの実施や参集者の追加を行うものとする。
- (6) 本検討会は、原則として公開とする。

4 その他

本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室において行う。

参集者（五十音順、敬称略）

	所属
渥美 法雄	電気事業連合会 原子力部長
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用対策局 局長
奥村 元子	(公社) 日本看護協会 看護労働・確保対策担当専門職
樺田 尚樹	国立保健医療科学院 生活環境研究部 部長
富田 博信	(公社) 日本診療放射線技師会 理事
永井 良三	自治医科大学 学長
萩原 亮一	全国電力関連産業労働組合総連合 産業政策局長
細野 眞	近畿大学 高度先端総合医療センター 教授
松本 吉郎	(公社) 日本医師会 常任理事
三井 博晶	(公社) 日本歯科医師会 常務理事
山口 直人	(公財) 労災保険情報センター 理事長
横山 須美	藤田医科大学 医療科学部 准教授

参考人（五十音順、敬称略）

	所属
赤羽 恵一	医療被ばく研究情報ネットワーク（J-RIME） 実態調査ワーキンググループ及びSmartCardワーキンググループ主査
池田 隆徳	(一社) 日本循環器学会 理事
吉川 公彦	(公社) 日本医学放射線学会 監事
辻 英貴	(公財) 日本眼科学会
三上 容司	(公社) 日本整形外科学会 副理事長
持田 智	(一財) 日本消化器病学会 理事

オブザーバー（五十音順、敬称略）

稲木 杏吏	厚生労働省医政局 地域医療計画課長補佐
吉住 奈緒子	原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課企画官（放射線安全担当）